**年金引下げ違憲訴訟について**

2021年5月16日（日）

あいち年金者組合　茶谷寛信

**年金引下げ違憲訴訟とは、**

**約束違反の2.5％年金削減**

200０年から3年間、物価が1.7％下がりましたが年金支給額は、“高齢者の生活が苦しい。景気に影響する”などの理由で政府は年金切り下げを保留しました。しかし、2014年になって2.5％の年金が余分に支給されているとし、これを強引に引下げました。

**不服審査に組合員数を越え参加**

これに対して、年金者組合を中心に組合員数を超える人々が“引き下げは約束違反だ。同時に憲法違反だ”として不服審査を行いましたが厚労省の不服審査官は“不当ではない”として、理由も明確に示さず却下しました。同時に、“不服なら直近の裁判所に提訴してください”（当初の決定書）としていました。

**“問答無用”却下に怒りの提訴**

年金者組合は全国大会で裁判運動を決定して裁判をはじめました。全国44都道府県の年金者組合員を中心に約5500人の人々が原告として名乗りを上げて始まったのがこの裁判です。

**あいち・三重で400人余の原告**

愛知県では愛知、三重県から400人余の原告が名古屋地裁に提訴し、第1回口頭弁論が2016年2月25日にはじまりました。5年余、21回目の裁判で不当判決が下されました。

**“不当判決”高裁の闘いへ**

９０％余の原告が控訴して、名古屋高裁で今後も闘います。

**判決書の内容**

**主文**

**１　原告らの請求をいずれも棄却する。**

**２　訴訟費用は原告らの負担とする。**

**第１　請求**

**１　原告らの請求**

　　平成24年12月4日付けの年金額の改定を取り消す。

**第２　事案の概要**

**１　事案の要旨**

　　国年法等は憲法（25条、13条、29条）及び社会権規約に違反し、処分は無効であるので取り消すこと。削減した年金額等を支払うこと。

**２　前提事実**

1. 原告ら

受給していた年金額は別紙のとおり。

1. 老齢年金制度における年金額改定の経緯等

ア　老齢年金制度の創設

イ　物価スライド制・賃金再評価制度の導入

ウ　老齢基礎年金・老齢厚生年金制度の導入、物価スライド制規定の本則　　　化等

エ　物価スライド制の５％枠の徹底

オ　厚生年金給付額の５％引下げ等

カ　平成12年度から平成14年度までの物価スライド制に関する特例措置（以下「物価スライド特例措置」という。）

　この3年間は、0.3％、0｡7％、0｡7％（合計1.7％）の減額改定がされるはずであったが、次のとおりの特例措置がされた。

1. 平成12年法律第３４号
2. 平成13年法律第13号
3. 平成14年法律第２１号

以上を「本来水準」及び「特例水準」という。

キ　平成15年度及び平成16年度の減額改定

この2年間は、マイナス0.9％及びマイナス0.3％の合計1.2％が減額されたが本来水準と比較して1.7％の高い水準であった。（ただし、平成16年度の老齢厚生年金の報酬比例部分については、同年度より前に67歳に達した昭和昭和11年度以前に生まれの受給者についてのものに限る。）

ク　平成16年改正法の概要（小泉「改革」）

1. 最終的な保険料水準の固定

　　　　　　　国年法の保険料につき、平成16年度の金銀水準に照らした保険料水準を法定化して賃金水準の上限に応じて改定することとし、厚年法の最終保険料率を18.3％とする。

1. 基礎年金の国庫負担割合の引上げ

基礎年金に対する国庫負担割合を2分の１と改める。

1. 年金積立金の活用等

政府は少なくとも5年ごとに、年金財政に係る収支についてその現況及びおおむね１００年間の財政均衡期間における見通しを作成しなければならない。積立金については財政均衡期間の終了時に支給に支障が生じないように計画的に活用し、後世代の給付に充てる。

1. マクロ経済スライド制の導入等

5年毎の財政検証期間における財政見通しによって、年金支給額の調整をおこなう。

以上の小泉「年金改革」を全体として「マクロ経済スライド」と言っています。

**トピックス**

参考（前回の財政検証による2058年度の基礎年金額）

基礎年金満額（40 年）65000 ×(100 ％-39.8 ％）＝ 39,130 円

1. 特例水準による給付の継続処置

特例水準給付継続処置を受ける受給者にはマクロ経済スライド制は適用されないこととされた。

　　ケ　平成16年改正法制定後の特例水準の額の引下げ

　　　　物価指数の低下に伴い、特例水準給付継続処置に基づく年金額については平成18年度から平成24年度までに3回・合計１％の減額改定がされた。

　　コ　平成24年度改正法の概要（特例水準の解消等）

　　　　平成25年10月に１％、同26年4月に１％、同27年4月に0.5％の合計2.5％の特例水準の年金額が削減するとされた。

　　サ　本件各処分

　　　　厚生労働大臣は、政令に基づき、平成25年12月4日付けで、原告らに対し、本件各処分を通知した。

1. 本件訴えに至る経緯等

ア　原告らは、東海北陸厚生局社会保険審査官に対し、本件処分の取消を　　求めて審査請求をしたところ、審査請求を却下する旨の決定を受け、原告伊藤らは、社会保険審査会に対し、再審査請求を行ったが、再審査請求を却下する旨の採決を受けた。

イ　第1事件に係る原告らは、平成27年5月29日（2015年）に、第　　　　　　２事件に係る原告らは、同年12月21日に、第3事件に係る原告らは、平成28年2月12日に、それぞれ本件各訴えを提起した。

ウ　名古屋地方裁判所は、平成3月25日、上記3件を第1事件口頭弁論に併合した。

エ　原告安部らは、平成30年7月23日に訴えの変更をおこなった。名古屋地方裁判所は、同年10月30日に、これを許可した。

**３　争点**

1. 平成24年改正法の憲法25条適合性（争点（１））
2. 平成24年改正法の社会権規約適合性（争点（２））
3. 平成24年改正法の憲法2９条1項の適合性（争点（３））
4. 平成２４年改正法の憲法１３条適合性（争点（４））
5. 平成２４年改正政令の制定に係る裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無（争点（５））

**４　争点に関する当事者の主張の要旨**

（１）争点（１）（平成24年改正法の憲法２５条適合性）について

（原告らの主張の要旨）

ア　憲法適合性審査の在り方

平成24年法は、特例水準を解消し、それまで給付されていた年金額を減額するものであるところ、年金受給権は、憲法25条の保障する生存権を具体化し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する重要な権利である上、社会保険制度の下において負担との対価性を有する点で憲法29条と密接に関連するとともに、高齢者が自己の選択に従った老後の生活を送ることを保障するという点で憲法13条とも密接に関連するものであるから、その要保護性の度合いは高いというべきである。また、公的年金制度が憲法25条２項に基づき創設された結果、年金受給権は、同条1項によって個々の国民に保障される具体的な権利となっているところ、同条2項は、その増進及び向上に努める国の責務を定めているから、具体的な権利として保障された年金受給権を増進向上せずに、年金受給者に不利益に変更する場合には、立法府の広範な裁量は認められないというべきである。

この点につき、最高裁昭和51年（行ッ）第３０号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号１２３５頁は、立法府の広範な裁量を前提に司法審査の範囲を限定しているが、上記最高裁判決は、生存権を保障するために、どのような制度をつくるべきかという政策判断の当否が問題になる事案に関するものであり、その射程は、上記のとおり既に具体的に保障されている権利の侵害が憲法上正当化されるかという点が問題になる本件には及ばない。

　以上によれば、平成24年改正法が憲法25条に適合するか否かについては厳格な審査が行われるべきであり、平成24年改正法の合理性及び必要性を審査すべきである。また、立法府は、憲法が裁量権を与えた趣旨に沿って適切に権限を行使しなければならないことから、平成24年改正法が憲法25条に適合するか否かについては、立法府の結論に至るまでの裁量権行使の態様が適正なものであったか否かという観点からも審査することが必要であり、具体的には、①国民の生活保障に係る様々な要素を考慮に入れて時宜に適した判断をせず、抽象的判断を機械的に行ったことはないか、②当然考慮すべき事項を考慮せず、又は考慮すべきでない事項を考慮し、又はさほど重要視すべきでない事項に過大な比重を置いた判断がされていないかなどの点にわたって審査をしなければならない。

　そして、以下に主張するところからすれば、平成24年改正法については、その立法過程に、過誤、欠落があり、その内容も著しく不合理なものであるから、平成24年法は、憲法25条に違反するものというべきである。

イ　平成24年改正法の必要性又は合理性について

1. 平成24年改正法が高齢者の生活に著しい不利益を与え、最低限度の生　　活を営めなくするものであること
2. 世代間の公平を図るために特例水準を解消する必要がないこと
3. 少子高齢化の進行は特例水準の解消の理由とならないこと
4. 保険料の納付率の低下は、特例水準の解消の理由とならないこと
5. マクロ経済スライド制が特例水準を解消する理由とならないこと
6. 平成24年法によらなくても同様の結果は実現されたこと
7. 平成24ん円改正法は物価スライド特例法の趣旨に反すること
8. 平成24年改正法の立法事実が存在しないこと
9. 年金受給者の信頼に反すること
10. 代償処置がとられていないこと
11. 他に採るべき手段が存在すること

ウ　立法過程における検討が不十分であること

1. 年金受給者の実体調査や意見の聴取が行われていない上、十分な議論がされていないこと
2. 年金財政に対する影響額の試算が明らかに誤りであること

エ　まとめ

以上によれば、平成24年改正法は、その立法過程において過誤、欠落があり、その結果、憲法25条に違反する不合理なものとなったから、平成24年法改正法は憲法25条に違反する。

（被告の主張の要旨）

ア　憲法25条の判断枠組み

国民年金法は、同条の趣旨に応えて具体的にどのような立法処置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられている。司法審査は抑制的に行われるべきである。立法府の裁量権の行使が著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみなさざるを得ないような場合を除き、同条に反しないというべきである。

イ　平成24年法の目的の合理性

　特例水準が解消されない結果、持続可能な公的年金制度を実現するために導入されたマクロ経済スライド制が発動できない状況にあり、当該状況を踏まえて、集中検討会議や報道機関等からも、早期のマクロ経済スライド制の発動が必要であるとの指摘がなされていた。

　このような状況が続く中で、平成24年改正法制定時点で「約7兆円の過剰支給」「マクロ経済スライドの調整（削減）期間が約10年間遅れた」「将来世代の所得代替率が下がった」以上から世代間の不公平感や不信感が生まれて、国民年金の納付率の低下につながった。年金制度の持続可能性を損なった。

　平成24年法の制定は特例水準の段階的な解消を図ったことにより、世代間の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り、年金制度の持続可能性を維持するために制定されたものとなった。立法目的は合理的かつ相当なものである。

ウ　平成24年改正法の立法目的を達成するための手段としての合理性

　平成24年改正法の内容は、平成16年改正法による改正前の国年法等に基ずいておこなわれる物価スライド制による年金額の改定するにとどまり、特例水準の解消方法も3年間で段階的に行った。年金受給者に配慮しており、立法目的を達成する手段としても、著しく不合理であるということはできない

エ　国民年金のみで憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活の保障の有無が判断されるべきでないこと。

　国民年は保険者の拠出した保険料によっておこなう保険方式である。年金額が保険料の拠出期間等によって異なることからすると、憲法25条1項の最低で文化的な生活を保障するものではない。健康で文化的な最低限度の生活は、社会保険法、社会福祉法その他の社会保障制度全般を通じて保障されるものである。国民年金額は国民の生活水重や財政状況等によって改定が予定されており、実際にそうされてきた。仮に、本件各処分によって最低で文化的な最低限度の生活を保障するに足りない額になったとしても、直ちに平成24年改正法が著しく合理性を欠くということはできない。

オ　女性一般緒年金が低額であることについて

　一般的に女性の年金が低額といいえるとしても、公的年金制度のみで憲法25条1項の健康で文化的な最低限度の生活を補償するものではなく、社会保障法、社会福祉法その他の社会保障制度全体を通じて保障されるべきものである。仮に女性の原告らが受給する年金額が低額であり、それのみでは同行の定める健康で文化的な最低限度の生活を営むには足りないとしてもそのことから平成24年改正法が直ちに同項に反するものではない。

　この点を省くとしても、厚生年金保険料について男女間の賃金格差を考慮して女性の保険料率が低く設定され、女性の退職年齢が早いことを考慮して厚生年金の支給開始年齢が55歳とされるなど、女性に対する優遇措置も数多く採られており、女性の年金問題が放置されているとはいえない。

カ　年金財政に対する影響額について

　平成24年改正法の立法目的は、特例水準という本来水準より高い水準の年金額が支給される状態が続くことで将来水準の年金額が低下することを回避し、世代間の公平を図り、かつ、年金制度の持続可能性を確保するため、特例水準を解消するものである。原告らのいう超過支給額が正確に幾らであるかという問題は立法過程において本質的な問題ではない。特例水準と本来水準の乖離の割合を用いて機械的に算出したものである。このことは年金部会の資料にも明示されている。平成24年改正法の立法過程に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとはいえない。

キ　まとめ

　平成24年改正法は、合理性を有するものであって、著しく合理性を欠くものであるとは到底いうことはできない。したがって、同法は憲法25条に違反するということはできない。

（２）争点（２）（平成24年改正法の社会権規約適合性）について

（原告らの主張の要旨）

　社会権規約2条1項及び9条並びに社会権規約委員会の一般的意見（以下、単に「一般的意見」という。）によれば、同条が定める社会保障の権利について、締約国が後退的措置を採ることは原則として禁じられており、後退的措置を採った場合には、締約国がその正当化の根拠を示さなければならず、同条は、裁判規範性を有し、立法裁量を拘束するものというべきである。そして、前記（１）（原告らの主張の要旨）イ及びウによれば、平成24年改正法が後退的措置を採ったことについて正当化の根拠が示されていないから、平成24年改正法は、社会規約に反する。

（被告の主張の要旨）

　　社会権規約9条は、締約国は、社会保障について全ての者の権利を認める旨を規定するところ、その趣旨は、締約国において、社会保障について権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、当該権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものである（2条1項参照）。そうすると、社会権規約2条1項及び9条は、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではなく、社会保障政策について後退的措置を採ることを禁止して立法府の裁量を羈束するものでもないというべきである。

　また、一般的意見は、社会権規約委員会によって社会権規約の解釈を明確化するため出されるものであり、それ自体が我が国に対して法的拘束力を有するものではない。

　したがって、平成24年改正法が社会権規約に違反するとはいえない。

（３）争点（３）（平成24年改正法の憲法２９条1項適合性）について

（原告らの主張の要旨）

ア　憲法29条1項の適合性判断枠組み

　法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律によって変更することは、当該財産権の性質、その内容を変更する程度及びこれを変更することによって保障される公益の性質等を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものでない場合、当該法律は憲法29条違反となるというべきである（最高裁昭和48年（行ッ）第２４号同53年7月12日大法廷判決・民集３２巻5号９４６頁参照）

イ　平成24年改正法が財産権を制約していること

　憲法29条1項が保障する財産権は、公法上の権利を含む財産的価値を有する全ての権利をいうから、国年法等に基づく裁定を受けた受給権は、財産権として保障を受け、事後の法律によってその受給額を減額する旨の変更がされた場合は、財産権の制約に当たるというべきである。

ウ　財産権の性質

年金については。社会保険方式が採用されており、納付した保険料の実績が将来の給付の根拠となるため、税方式と比較して、負担と給付のつながりが強く、給付水準の引き下げもより制限されることとなる。また、高齢者にとって、年金はほぼ唯一の所得であり、高齢者は、公的年金制度を前提に生活設計を立てているのであるから、年金の実質価値（物価や所得水準（賃金）に対する相対的な経済価値をいう。以下同じ。）が保障されていることが財産権としての年金の本質を成すものとして強く保護される必要がある。

エ　財産権の内容を変更する程度

　前記のとおり、高齢者にとって、年金はほぼ唯一の所得であり、高齢者は、公的年金を前提に生活を立てているから、年金の実質価値を縮減することは、安心して老後の生活を送ること自体を著しく困難にし、年金制度の根幹に重大な影響を与えるものである。

　また、物価下落に応じて年金の減額がおこなわれるとしても、それが直ちに生活必需品の支出が減少するわけではない。2.5％の年金減額は生活に打撃を与えるものである。平成26年4月から消費税は８％に上がり、生活必需品や公共料金は値上がりしている。医療・介護保険料も改悪によって負担増となっている。女性高齢者に対する影響は更に大きい。

オ　保護される公益の性質

　イのとおり、平成24年改正法の目的は普通であり、年金受給権の制約によって保護される公益は存在しない。

カ　その他

（ア）年金受給者は、公的年金制度を信頼し、年金の実質的価値が維持されることを前提に、長年にわたって保険料を払ってきた。このような制度への信頼を保護することそれ自体が公的年金制度の正当化根拠の一部を成している。この信頼は保護される必要がある。特に平成16年改正法は、特例水準の解消を物価上昇時に限るものとして附則7条1項を定めた。特例水準の解消方法に対する国民の信頼は保護される必要がある。

（イ）また、前記（１）(原告らの主張の要旨)イ（カ）のとおり、平成21年度には、物価上昇により本来水準と特例水準の差が0.8％まで縮小しており、将来的には物価上昇により特例水準の解消が期待できた。仮に、特例水準を解消するとしても特例水準維持のために保険料の増額、国庫負担の増額、積立金の利用などの他の手段が存在した。

（ウ）さらに、前記（！）（主張の要旨）ウ（ア）のとおり、平成24年改正法の立法過程においては、年金受給者の生活実態の調査はおこなわれず、国会審議においても、わずか3日の審議しか行われず、パブリックコメントや公聴会なども実施されなかった。

キ　まとめ

　以上によれば、平成24年改正法による受給権に対する事後的な変更は、受給権に対する合理的な制約として容認できるものではないから、憲法29条に違反するというべきである。

（被告の主張の要旨）

ア　財産権の侵害がないこと

イ　憲法29条1項の適合性についての判断枠組み

ウ　財産権の性質

エ　財産権の内容を変更する程度

オ　財産権を変更することによって保護される公益の性質

1. 平成24年改正法は、将来世代の年金水準を確保し、かつ、国民年金制度及び厚生年金保険制度の持続可能性を確保するため、特例水準を解消することを目的とするものであり、このような公益目的が重要性を有するものであることは明らかである。特例水準の維持は、世代間の不公平を維持し、年金制度の持続可能性を損なう状況にあった。

こうした状況にあったことは①本来水準を超えて支給した年金総額が概算9.3兆円に上がり、積立金の積立額が減少したこと、②マクロ経済スライドの調整機関が長期化し、所得代替率の低下が見込まれたこと、③年金制度に対する信頼の低下が一因となって保険料の納付率が低下したこと等に照らして明らかである。

1. なお、平成24年改正法は、世代間の不公平、制度の持続可能性を阻害するおそれがあることを回避することを目的としたものである。必ずしもマクロ経済スライドを適用することを目的としたものではない。したがってマクロ経済スライドの合理性について検討するまでもなく、平成24年改正法及びこれに基づく本件各処分が合理的を有することは明らかである。

カ　小括

　以上によれば、平成24年改正法は、財産権を制約するものではないし、仮にこれを制約するものであったとしても、合理的なものといえるのであって、憲法

29条１項に違反するものではない。

1. 争点（４）（平成24年改正法の憲法13条適合性）について

（原告らの主張の要旨）

　公的年金の受給権は、高齢者の生存権を実行あらしめるための財産権であり、憲法29条1項で保障されるとともに、高齢者が自己の選択に従って老後の生活を送ることを保障するという点で憲法13条によっての保障されている。公的年金は、それぞれの老後を人間らしく生きることを保障すべきであるから、合理的な理由がないのに年金額を減額することは許されず、平成24年改正法は憲法13条に違反する。

（被告の主張の要旨）

　平成16年改正法は、その施行後、社会経済情勢や年金財政が変動した場合のまで、特例水準を解消することを目的とした年金額の減額を行わないことを定めたものではないし、平成13年特例法及び平成14年特例法においても、特例水準を解消するための措置を講ずることが予定されていた。そうである以上、仮に、原告らにおいて、特例水準の解消を理由とする年金の減額がされないものと期待して、それぞれの老後の生活設計をしていたとしても、そのような期待感は憲法13条で保障される幸福追求権等に当たると解釈することはできない。

　よって、平成24年改正法が、憲法13条に違反するとはいえない。

（５）争点（５）（平成24年改正政令の制定に係る裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無）について

（原告らの主張の要旨）

　年金受給権は一般に谷周遊を有しない高齢者にとって生存のための最も重要な権利であることに照らせば、内閣は、平成24年改正法に基づく政令を制定し、年金額の引き下げの可否及び程度を判断するに当たっては、種々の事情を広汎に考慮して慎重な判断をする義務があり、①高所得者や大企業に年金財源について応分の負担を求める可能性、②平成26年4月から消費税が８％に引き上げられるとともに、生活必需品や公共料金の価格が上昇し、年金額の減額が年金受給者の生活に深刻な影響を与える可能性を考慮すべきであった。

　しかるに、内閣は、前記①及び②を考慮せずに、年金額を引下げる平成25年改正政令を制定したから、政令の制定に係る裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものであって、平成25年改正政令は無効である。

（被告の主張の要旨）

　前記（１）（被告の主張の要旨）のとおり、平成24年改正法は、その立法目的及び具体的内容において、合理性を有するといえ、平成25年改正政令は、平成24年改正法による読替え後の国年法27条等の規定の委任を受けて、委任の範囲内で特例水準を解消するために年金額の計算過程において乗ずる具体的な率等を定めたものであって、適法である。

**第３　当裁判所の判断**

**１　認定事実**

　前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

**（１）平成16年改正法制定に至るまでの年金額の水準の推移等**

ア　年金額及び保険料水準の見直しの仕組み

　　平成16年改正法による改正前の国年法等においては5年に1度の財政再計算の際に、物価スライド制による年金額の改定実施が仕組みであった。

イ　平成8年度の物価スライド特例措置

（ア）平成8年法律第２９号制定、8年度年金額0.1％は減額されず、特例措置となった。

（イ）平成9年度の年金額は0.1％の物価スライド制による増額が前年度と相殺されて、据え置かれた。

（ウ）平成10年度の物価スライド制による年金額は1.8％の物価上昇によって引き上げられた。

ウ　厚生年金給付額の５％適正化等

　平成11年財施再計算を踏まえて、平成12年改正法により、給付上率を５％引下げて、激変緩和措置を実施した。新規裁定者は賃金変動率で、既裁定者は物価変動率で年金額を改定となった。

エ　平成12年度から平成14年度までの物価スライド特例措置

（ア）平成12年度は０.3％のマイナス物価スライドが特例措置で年金額は据え置かれた。

（イ）平成13年度は0.7％のマイナス物価スライドが特例措置で年金額は据え置かれた。もっとも、2年連続と財政に与える影響を考慮して、年金額の見直しその他の措置について検討を行い、所用の措置を行う旨の規定（附則2条）」が設けられた。

（ウ）平成14年度は0.7％のマイナス物価スライドが特例措置により据え置かれた。特例法附則2条に検討規定が設けられた。本来水準より高い特例水準は1.7％になった。

オ　平成15年度及び平成16年度の減額改定

　　平成15年度及び平成16年度の年金額について、マイナス0.9％とマイナス0.3％の物価スライド制による年金額の減額が行われた。平成12年度から14年度の据え置かれた合計1.7％の年金額（特例水準）はそのまま据置かれた。

**（２）平成16年改正法の制定経過等**

ア　社会保障審議会は、平成14年1月、年金部会を設置し、日本の将来推計人口（例えば、65歳以上人口が令和32年・2051年に32.2％から35.7％と予想以上の高齢化となる）に於いて、予想以上の高齢化内容の資料に基づき、年金改革を審議することにした。

イ　厚生労働省は、平成14年12月、「年金改革骨格に関する方向性と論点」を発表し、財政諮問会議、年金部会で奥菜われた議論を踏まえて現役時代の所得の喪失を補填し、老後の生活の支えるにふさわしい実質的に価値あのある年金を終身にわたって確実に保障することをその役割とすし、この役割を今後元果たすことができるよう、社会保険方式の下で、①若い世代を中心とした年金制度に対する不安感、不信感を解消する、②少子化の進行等の社会経済情勢の変動に対し、柔軟に対応することができ、かつ、恒久的に安定した制度とする、③現役世代の保険料負担が課題にならないよう配慮することに重点を置きつつ、給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものとする、④現役世代が将来の自らの給付を実感することができるわかりやすい制度とする、⑤少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化の社会経済の変化に的確に対応することができるものとするという基本的視点を示した。

ウ　年金部会は、平成15年9月12日付けで、年金制度改正に関する意見をとりまとめたところ、同意見には、概要、次のような記載がある。

（ア）公的年金制度については、平成12年改正法に、いくつかの課題を残していた。現在の制度のままでは将来の世代の負担が過重なものとなる。

（イ）年金制度は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとし、終身にわたって保障し、給付と負担の水準を考える基本として、過大な保険料とならないこと、給付水準の見直しをする。これに対して、将来にわたって現在の水準を維持すべきとの意見があった。また、裁定後の年金を含め、少なくとも物価スライド特例法により停止された物価スライド分をすべて反映させた後の水準を前提に今後の水準を検討すべきとの意見もあった。

（ウ）少子高齢化が進む中で、若い世代の中で負担と給付に関して不明確な点が

　年金制度の不安につながっている。この不安を解消するには最終的な保険料の上限を法律に明記し、少子化等の社会経済情勢の変動の状況、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力に応じて、≫給付水準が自動的に調整される仕組み、すなわち、保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組み(以下、「保険料水準固定方式」という。)を導入することが適当である。

（エ）保険料水準固定方式における給付水準の自動調整の具体的方法には高齢期の生活の基本的部分を支えるものとして、給付水準が急激に調整される方法は適当でない。時間をかけて緩やかに調整していくという観点から、マクロ経済スライド制の導入が適当である。これに対しては、マクロ経済スライド制は、少子化の進行で給付水準が低下し、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしての年金の役割が損なわれるおそれがあり、低額の年金や障害年金なども一律に調整するものであることなどから導入すべきでないという意見もあった。

（オ）積立金は、その運用益と高齢化のピークに保険老水準を抑えることから、世代間の公平に寄与するという意見と早期に取り崩して保険料を抑制するという意見もあるが将来世代の保険料負担を考えると、一定程度の積立金は必要である。

（カ）平成12年度の改正法附則に規定された基礎年金に対する国庫負担の割合の2分の１への引上げについては、将来の保険料水準が過大なものにならないようにし、給付も適切な水準を保つことができるようにするために不可欠なものであることから、安定的な財源を確保し、今回改正で実現すべきである。

エ　厚生労働省は、平成15年11月17日、「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて（厚生労働省案）」を発表した。基本的な考え方としては、将来の現役世代の負担が過重なものとならない、世代間・世代内の公平の観点の下、給付と負担の見直しを行うが、年金水準の過度な調整や急激な変更はせず、保険料水準固定方式を導入し、マクロ経済スライド制を基本とする、特例水準の計画的な解消をすることが必要とした。

オ　内閣は、平成1６年2月、平成16年改正法に係る法案を国会に提出した。3月4日その旨を年金部会に報告した。法案の内容は「基礎年金の国庫負担割合の引上げ、保険料水準の固定方式の導入、マクロ経済スライド制の導入、物価スライド特例措置の解消」が含まれている。**物価スライド特例措置はの解消は平成17年度以降に物価が上昇する状況の下で解消するものとされていた。**

カ　平成16年改正法の定めの概要は、①最終的な保険料水準の固定、②基礎年　金の国庫負担割合の引上げ、③積立金の活用（おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の突き立て金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる）等に加え、➃マクロ経済スライド制を導入するとともに、⑤（ａ）本来水準に」よる年金額（国年法及び厚年法の各本則の規定により計算される年金額）が、（ｂ）特例水準による年金額（平成16年改正前年金額に0.988（平成１５年特例法及び平成16年特例法による減額改定措置に相当する率）を乗じて得た額。ただし、部下指数が下落したときには、0.988に物価指数の低下比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率〔政令所定改定率（平成16年改正法関係）〕を平成16年改正前年金額に乗じて得た額）に満たない場合には、（ｂ）の年金額を支給されることとする（平成１６年改正法附則１２条、３１条）というものである。

**その結果、特例水準による年金額は（特例水準給付継続措置によるもの）は、物価指数が上昇しても増額改定せず、物価指数の下落時のみに減額改定をし、平成16年改正法の施行以後の物価・賃金の上昇によって、本来水準による年金額が特例水準による年金額を上回ることにより特例水準を解消し、その時点でマクロ経済スライド制を適用することとなった。**

**（３）平成16年改正法制定後の特例水準の額の引下げ**

　　　物価指数の下落に伴い、政令所定改定率（平成16年改正法改正法関係）が、平成18年度以降は、平成18年度から平成24年までの間に特例水準給付継続措置に基づく年金額について、合計１％の減額改定がされたが、他方、平成16年改正法制定後の本来水準（マクロ経済スライド制を適用しないの）による年金額は、平成20年度において名目手取り賃金変動率の上昇に伴って上昇したが、特例水準による年金額を上回ることはなく、**平成23年度における前記の本来水準による年金額は、物価指数等の下落に伴い、特例水準に年金額（特例水準給付継続措置に基づく年金額）を2.5％下回る水準（ただし、老齢厚生年金の報酬比例部分については、昭和１１年度以前生まれの受給者についてのもの。昭和12年生まれは2.1％、昭和13年度以降生まれのものは1.8％である。）となった。**

****

1. **平成１６年の財政再計算**

厚生労働省は、平成17年3月、平成16年の財政再計算の結果を公表した。①平成１４年１月の人口推計、②被保険者数に対する老齢年金受給権者の数の比率、③年金特別会計の収支差引き残高、厚生年金、国民年金共に共に赤字になるとした。

1. **平成21年の財政検証**

厚生労働省は、平成２２年３月、平成２１年の財政検証の結果を公表した。①平成１８年の人口推計、②被保険者数に対しする老齢年金受給者数の比率、③年金特別会計の収支差引残、厚生年金も国民年金も赤字が続き、厚生年金で平成２０年で３兆円余、国民年金だ５７００億円余であるとした。

1. **平成24年改正法の制定経過等**

**ア　平成２３年６月３０日に社会保障・税一体改革案が取りまとめられ、年金　　　　部会は検討を開始し、同年１２月１６日、「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」を公表した。概要、次のとおりである。**

（ア）平成１６年改正法において、将来に向けて賃金・物価の上昇に伴って特例　水準を解消する措置を講じたものの、その後、現実には賃金・物価の下落傾向が続いていることにより、特例水準は解消されず、差は縮まらず、平成２３年度において両者の差は2.5％に拡大している。

（イ）この特例水準の年金財政に対する影響を極めて粗く機械的に算出すると、平成21年度までの10年間で約5.1兆円程度となっており、平成22年度及び平成23年度を加えると、約7兆円程度と見込まれる。

（ウ）マクロ経済スライド制による自動調整が発動されていない理由の第一は、特例水準が解消されていないことである。マクロ経済スライド制による調整が遅れた場合、調整期間が長くなり、将来世代の給付水準が低下し、世代間の格差を広げる要因となる。

（エ）特例水重の解消については、3年以内で解消するなど、早急な解消に取り組むべきであるという≫意見が多数を占めた。

イ　内閣は、平成24年2月17日、社会保障・税一体改革大綱を閣議決定した。現行制度うち物価スライド特例分について、特例法により本来水準より2.5％高い水準の年金額を支給していることを早急に、計画手に解消することとし、平成24年通常国会において平成24年改正法に係る法案を提出したいとされた。

ウ　厚生労働省は、平成25年6月24日平成24年の国民年金保険料の納付状況をと今後の取組等を取りまとめたものを公表した。最近では、の府立が８０％から６０％代まで低下しているが。その原因は年金制度に対する信頼の低下や納付意識の低下もおおきな原因の一つと考えられるとしている。

エ　平成24年法により、平成25年度と26年度に各１％を、27年度に0.5％の年金額の減額がおこなわれることとなり、平成27年度開始時点で特例水準が解消されることとなった。

オ　平成25年改正政令の制定

　　平成16年政令を改正する平成25年改正政令が制定され（平成25年10月1日施行）、同月以降の月分の年金額に関し、政令所定改定基準率につき、0,990と、政令所定改定率につき、0,968と定められた。

**２　争点（１）（平成24年改正法の憲法25条適合性）について**

1. **憲法２５条適合性の判断枠組み**

ア　国年法は、憲法25条2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とするものである（1条）。そして厚年法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであって（1条）、国年法と共通する目的を有することに鑑みれば、厚年法もまた同項の規定する理念に基づくものであると解される。

　　このように国民年金制度及び厚生年金保険制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ、同条1項における「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的・相対的な概念で、その具体的内容は、その時々における文化の発展の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、この規定を法律において具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、複雑多様で高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。このことに鑑みれば、同条の趣旨に応えて前記各制度につき具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適さない事柄であると解される（最高裁昭和51年（行ッ）第３０号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号１２３５頁、最高裁平成17年（行ッ）第２４6号同19年9月28日第二小法廷判決・民集６１巻6号２３４５頁参照）。

　　そうすると、平成24年改正法の制定に係る立法府の選択決定が著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないときに限って、平成24年法が憲法25条に違反するものと解するのが相当である。

イ　原告らは、**年金受給権**は、憲法25条の保障する**生存権**を具体的化する**重**要な権利であるとともに、憲法13条、29条、29条とも密接に関連するものであるから、要保護性の度合いは高いこと、公的年金制度が憲法25条2項に基づき創設された結果、年金受給権は、同条1項によって個々の国民に保障される具体的な権利であるなっているところ、同条2項は、その増進及び向上に努める国の責務を定めているから、具体的な権利として保障された年金受給権を増進せずに、年金受給者に不利益に変更する婆には、立法府の後半吾裁量は認められないことなどから、平成24年改正法が憲法25条に違反するか否かについては、厳格な審査が行われるべきである旨を主張する。

　しかしながら、前記アで説示したとおり、①憲法25条1項における「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的・相対的な概念で、その具体的な内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきであるとともに、この規定を法律において具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、複雑多様で高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであり、この点は、新たに立法措置を講ずる場合と、既に講じられた立法の内容を変更する場合とで、何ら異なることはないというべきであること、②同条2項は、社会保障等の向上及び増進に「努めなければならない」と定め、その趣旨は、福祉国家の理念に基づき、釈迦的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言したものであることに鑑みれば、同条が社会保障制度の不利益変更について、前記アで説示した立法府の裁量を制約するものであると解することはできず、平成24年改正法が憲法25条に適合するか否かについて、厳格な審査が行われるべきということはできない。

　したがって、原告らの前記主張は採用することができない。

1. **平成２４年改正法の憲法25条適合性に関する検討**

ア　前記（１）に説示したところを前提に平成24年改正法が憲法25条に適合しているかについて検討する。

イ　平成16年改正法による改正前の国年法では、年金は物価スライド制であった。しかし、平成12年から14年までは物価スライド特例法によって各前年度の額に据え置かれたことにより、特例水準が創設された（1,7％）。①この物価スライド特例法はいずれも国年法等とは別の独立した「特例に関する法律」として制定されたものであること、②物価スライド特例法は、それぞれ、各翌年度の年金額についてのみ定めたものであり、各翌年度の年金額については何らの規定も設けられていなかったこと、③平成12年特例法に係る法案提出に当たって、厚生大臣が「今回の物価スライド特例法案は、ぎりぎりの判断として平成12年度限りの特例として提出したものでございます。」と答弁していることなどからすれば、特例水準に基づく年金の支給は、本来、平成12年度から平成14年度までについてのみ特例的に講ずる措置であったというべきである。そして政府は、特例法各法の制定後にはじめておこなわれる財政再計算までに、財政に与える影響を考慮して、年金額の見直しその他の措置について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨を定め、特例水準の維持による財政への影響を考慮して年金額の見直しをすることとしていたのである。これらのことからすれば、特例水準は、物価スライド特例法がそれぞれ制定された時点において、将来的には解消することが予定されていたということができる。

ウ　物価スライド特例法制定後も、年金部会等において、年金制度の改革について議論がされた。①現役世代の保険料の過大化と給付水準の見直し、②最終的保険料の法定とマクロ経済スライドの導入、③特例水準の解消。これらを踏まえて平成16年改正法が制定された。

　**平成16年法は、概要、①最終的な保険料水準の固定、②基礎年金の国庫負担割合の引上げ、③積立金の活用に加え、➃マクロ経済スライド制を導入、⑤本来水準による年金額が特例水準による年金額に満たない場合には、特例水準の年金額を支給することとする（特例水準給付継続措置）とともに、特例水準給付継続措置を受ける受給者については、マクロ経済スライド制は適用されないこととするというものである。**

その結果、特例水準による年金額は、物価指数が上昇しても増額改定せず、物価指数の下落時のみに減額改をし、平成１６年改正法の施行以後の物価・賃金の上昇によって、本来水準による年金額が特例水準による年金額を上回ることにより特例水準を解消し、その時点でマクロ経済スライド制を適用することとなった。これらの事実に照らすと、平成１６年改正法は、人口推計から少子高齢化が進行し、将来の保険料負担が増大することが見込まれる中で、世代間の公平や現役世代の不安解消を図るため、保険料水準を固定した上でマクロ経済スライドを導入することとしつつ、**平成１７年度以降、物価・賃金の上昇によって特例水準を廃止するとともにマクロ経済スライド制を導入することを予定していたということができる。**

エ　もっとも、平成16年改正法制定後も平成17年から23年までの間に、年金財政の赤字は増大し、特例水準の支給額は約7兆円に及ぶとされ、3年以内に特例水準は解消されるべきとされた。

　　これらの事実に照らすと、平成24年改正法は、特例水準の解消によって、年金財政の安定化をはかり、将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平及び年金制度の持続可能性を確保しようとしたものであるということができる。

オ　以上検討したところによれば、平成24年改正法は、その立法目的が不合理　　と言うことはできない。

　　以上説示したところによれば、平成24年改正法の立法目的及びこれを達成するための手段に照らして、その制定に係る立法府の決定が著しく不合理であるということはできず、立法府である国会に明らかな裁量の逸脱又は濫用があるということもできない。

1. **原告らの主張について**

ア　平成24年改正法が高齢者の生活に著しい不利益を与えるものであるといの主張について

イ　世代間の公平を図るために特例水準を解消する必要はないと

の主張についいて

ウ　積立金を確保することと世代間の公平を確保することに関係はないと

の主張について

（ア）原告らは、①年金は、賦課方式である積立金の減少が将来世代の給付水準

　の低下に直結するものではない、②積立金から年金財政への組み入れは平均で約一割にとどまる上、平成13年度から平成24年までの積立金の累積収益は約36兆円余あったので積立金が積み立てられないとしても特例水準を解消する必要はない。③積立金は、保険料のうち年金の支払い等に使われず積み立てられたものであるから、多額の積立金は必要ない、④将来の人口推移、経済指標の予測は困難であって不確実な予測に基づく積立金の減少可能性をもって特例水準を解消する必要があるということはできないなどと主張する。

（イ）しかしながら、①については年金の財源は、保険料収入、国庫負担及び積

　立金により構成されているところ、平成16年改正法制定時の予想を超えて少子高齢化が急速に進行しており、現役世代の保険料や税の負担能力は減少する一方で、特例水準の解消を優先させることも不合理とはいえない。

　　また、②については、積立金の収益が黒字であるにしても、積立金の減少を理由に特例水準を解消することが不合理であるということはできない。③についてとみると、積立金を維持することを理由に特例水準を解消すことが不合理であるということはできない。④については、平成24年改正法制定当時、平成21年財政検証において、平成18年の人口推計にもとづき少子高齢化が急速に進行することが見込まれていた。積立金の減少可能性は相応の根拠に基づくものであり、積立金の減少可能性をもって特例水準の解消の理由とすることが不合理であるというこさとはできない。以上の通り、原告らの前期主張はいずれも採用することはできない。

エ　少子高齢化の進行による特例水準の解消は必要ないとの主張について

オ　保険料の納付率の低下が特例水準の解消の理由とならないとの主張について

カ　マクロ経済スライド制の実現が特例水準を解消する理由とならないとの

主張について

（ア）原告らは、特例水準を解消しないとマクロ経済スライド制を実現すること

ができないという論理的な関係はないと主張する。

しかしながら、平成24年改正法は、平成16年改正法を前提に特例水準を解消するものであるところ、特例水準給付継続措置を受ける受給者については、マクロ経済スライド制は適用されないこととされていた。この点をはぶいても、マクロ経済スライド制は、少子高齢化の急速な進行のなかで世代間の公平を図るとともに年金制度を持続可能なものとするために、マクロ経済スライド制と特例水準の解消は同時に実施されるべき関係にあるということができる。したがって、原告らの前期主張は採用することができない。

（イ）また、原告らは、①マクロ経済スライド制は基礎年金を含め、具体的な年

　金額にかかわらず一律に年金額を減額するものであるため、マクロ経済スライド制を基礎年金に適用することは、基礎年金の目的に反する、②マクロ経済スライド制において、財政均衡期間を100年と設定することに合理的な理由はなく、物価及び賃金の上昇率等の条件を100年にわたって想定することは非現実的である。マクロ経済スライド制の早期の実現をもって平成24年改正法の合理性を基礎づけるものとは言えない旨主張する。しかしながらマクロ経済スライド制は、少なくとも年金事業の収支などの見通しを5年ごとに作成するから、おおむね100年間を財政均衡期間と設定することは不合理とは言えない。したがって原告らの前期主張は採用することはできない。

キ　平成24年改正法によらなくても同様の結果が実現されたとの

主張について

ク　平成24年貝瀬法が物価スライド特例法の趣旨に反するとの主張につて

ケ　平成24年改正法の立法事実が存在しないとの主張について

コ　年金受給者の信頼に反するとの主張について

サ　代替措置が執られていないとの主張について

シ　他に取るべき手段が存在するとの　主張について

ス　立法過程における検討が不十分である等の主張について

（ア）原告らは、平成24年改正法制定にあたり年金受給者の実態調査や意見聴

取が実施されてといないこと、平成24年改正法の審議が短時間で終了したこと、特例水準の解消について議論がされた集中検討会議や行政刷新会議ワーキンググループには社会保障の専門家が含まれていなかったことを指摘して、平成24年記改正法は、立法過程における検討が不十分なまま制定されたもの旨主張する。

しかしながら、平成24年改正法は、平成21年の財政検証、社会保障制度

についての専門家を含む年金部会において議論が行われ、その結果、早急な解

消に取り組むべきであるという意見が多数を占めた。以上を受けて閣議決定された社会保障・税一体改革大綱もとづき、国会の審議を経て成立したものであり、原告らの指摘するところを考慮しても、平成24年改正法の立法過程に瑕疵があったとは認められない。従って、原告らの前期出張は採用することができない。

（イ）年金財政に対する影響額の試算が明らかに誤りであるとの主張について、しかしながら、年金部会における資料には、平成21年までの10年間で、おおむね5.1兆円が多く支給され、平成23年度分までを加えると約7兆円程度とされている。以上から平成24年改正法が、特例水準の解消の必要性について誤った前提にもとづき不合理な内容のものとして立法されたと言うことはできない。従って、原告らの前期主張は採用することはできない・。

**（４）以上によれば、平成24年改正法が憲法25条に違反するということはできない。**

**３　争点（２）（平成24年改正法の社会権規約適合性）について**

原告らは、社会権規約2条1項及び9条並びに一般的意見によれば、同条が定める社会保障の権利について、締約国が後退的措置を採ることは原則として禁じられており、後退的措置を採った場合には、締約国がその正当化の根拠をしめさなければならず、同条は、立法裁量を羈束するところ、平成24年改正法が後退的措置を採ったことについて正当化の根拠が示されていないから、平成24年改正法は、社会権規約に反する旨を主張する。

　**そこで検討すると社会権規約は、権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではなく、2条1項が「権利の完全な実現を漸進的に達成する」としていることからも明かである。**（最高裁昭和６０年（行ッ）第92号平成元年3月2日第一小法廷判決・裁判集民集１５６号２７１頁参照）そして、社会権規約委員会の一般的意見が直ちに締約国を法的に拘束すると解すべき根拠は見当たらない。

　そうすると、社会規約2条1項及び9条並びに一般的意見に基づき、立法府である国会の裁量が羈束されるものであるということはできない。

したがって、平成24年改正法が社会権規約に違反するものであるということはできない。

**４　争点（３）（平成24年改正法の憲法２９条１項適合性）について**

1. **平成24年改正法による財産権の制約の有無**

前記前提事実（１）のとおり、原告らは、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権を有するところ、これらは憲法29条1項が保障する財産権に該当するものである。そして、平成24年改正法は、物価・賃金の上昇がない場合、平成25　年10月に特例水準を1,0％解消し、本件各処分における年金額を減額することを内容とするものであるから（前記認定事実（６）エ）、憲法29条1項により保障される財産権たる年金受給権を制約するものである。

**（２）憲法29条1項適合性の判断枠組み等**

財産権委対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとし

て是認されるべきものかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質、及び制限の程度等を比較考量して判断されるべきものである（最高裁平成12年（オ）第１９６５号、同年（受）第１７０３号同14年2月13日大法廷判決・民集５６巻2号３３１頁、最高裁平成11年（受）第１５１９号同15年4月18日第二小法廷判決・民集57巻4号３６６頁参照）。

**（３）検討**

ア　世代間の公平及び年金制度の持続性を確保することを目的としていたものということができ、その立法目的は正当である。

イ　保険料や年金に対する国庫負担の引上げ、積立金を予定より早期に取り崩して給付に充てるこ等の各措置を選択せずに、特例水準を解消するという措置を選択することが合理的である。３年間にわたって段階的に解消するという配慮もされている。

**ウ　以上説示したところによれば、平成24年改正法による財産権に対する規制は、憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものである。**

1. **原告らの主張について**

ア　原告らは、高齢者は年金を唯一の所得であり、保護される必要があり、年金の実質的価値が縮減することは老後の生活を著しく困難委する旨主張する。しかしながら、特例水準は解消を前提としていたものであり、国民生活に変動が生じた場合は速やかに年金額は変更されるべきものである。本来水準が変更されたわけでもなく、特例水準が3年間にわたって解消されたものである。平成24年改正法が合理的な範囲を超えたものということとはいえない。

イ　原告らは、①仮に物価が下がっても、高齢者の生活必需品の支出が減るわけではない。2,5％の減額は生活に打撃を与える。②平成26年4月から消費税が８％に引き上げられている。生活必需品や公共料金が値上がりしている。③多くの女性高齢者が低年金であると主張する。

　しかしながら、我が国の年金制度の財政方式は賦課方式である。財源の大部分は現役世代が負担している。世代間は公平であるべきであり、消費者全体の消費実態を踏まえるべきである。国民の健康で文化的な最低限度の生活は種々の施策によって総合的に実施されていくものである。老齢基礎年金等の公的年金のほか、生活保護法による社会扶助等が存在している。女性には離婚時の年金の分割制度の制定等も制定されている。平成24年法の財産権に対する制約が合理的な範囲を超えたものということはできない。

ウ　原告らは平成16年改正法は年金の実質的価値を保障するとしており、特例水準の解消は物価等の上昇時に解消すると」していると主張している。（附則7条1項）国民の信頼は保護されるべきという。

　しかしながら、原告らの主張が法的保護に値するものであるということはできないから、原告らの主張は採用することができない。

エ　原告らは

1. 以上によれば、平成24年記改正法が憲法29条1項に反するというこ

とはできない。

**５　争点（４）（平成24年改正法の憲法13条適合性）について**

　(省略)

**６　争点（５）（平成25年改正政令の制定に係る裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無）について**

平成24年改正法に基づき制定した政令であり、裁量権の範囲内であり、違法とはいえない。

**７　まとめ**

**以上に説示したところによれば、平成24年改正法は、憲法及び社会権規約に適合しないものということはできず、平成25年改正政令の制定について裁量権の範囲の逸脱又は乱用があるということはできない。したがって、本件各処分は適法である。**

**第４　結論**

**よって、原告らの請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行訴法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。(裁判長裁判官　角谷 昌毅)**